

岩手町横断松くい虫防除帯森林整備推進協定書

(名称)

第 1 条 この協定は、「岩手町横断松くい虫防除帯森林整備推進協定」（以下「協定」という。）とする。

(目的)

第 2 条 この協定は、岩手県北部の「南部アカマツ」資源の保全を図るため、岩手町内の一定幅に団地化した未被害アカマツ林において、協定者が連携、協力しつつ、主として樹種転換等適切な森林整備による、防除帯を造成するとともに、防除帯機能を強化するため、防除帯及びその周辺森林において松くい虫被害木の早期発見、早期駆除に努め、松くい虫被害の北上及び拡大の阻止を図ることを目的とする。

(協定対象地域の位置)

第 3 条 この協定の対象地域は別添「岩手町横断松くい虫防除帯森林整備推進協定位置図」に表示する岩手町四日市地域の県有林(86.9ha)、浮島地域の町有林(50.6ha)、岩手町子抱・四日市・炭山・久保地域の私有林(875.9ha)と、子抱・四日市・炭山地区の国有林(860.4ha)の森林（面積 1,873.8ha）とする。

(森林共同施業団地の設定)

第 4 条 協定者は、第 3 条の協定対象地域において、路網の整備や樹種転換等の適切な森林整備等を連携して実施する区域としての森林共同施業団地（以下、「共同施業団地」という）を設定するものとする。

(実施計画)

第 5 条 共同施業団地において、森林整備を推進するため、協定者は連携して、岩手町横断松くい虫防除帯森林整備実施計画（以下、「実施計画」という。）を定めるものとする。

2 実施計画では、次に掲げる事項を定める。

- (1) 森林整備を行う森林の区域及び面積
- (2) 森林整備の目標及び防除帯の効果的配置に関する事項
- (3) 森林施業の集約化に関する事項
- (4) 森林施業の方法に関する事項
- (5) 路網の整備及び管理に関する事項
- (6) 年次別、所管別、事業区分別、区域別の事業計画に関する事項
- (7) 松くい虫被害監視強化及び松くい虫による被害木処理に関する事項
- (8) 地域材の需要拡大、普及啓発及び林業事業体の育成に関する事項
- (9) 森林施業に関する技術開発、低コスト化等に資する試験研究に関する事項
- (10) その他

(協定の有効期間)

第 6 条 この協定の有効期間は協定締結日から現行の北上川上流地域森林計画の前期 5 年の終期及び、国有林野施業実施計画の終期である平成 33 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了にあたっては協定者間で協議し、有効期間を 5 年間延長できるものとする。その際、延長した 5 年分の実施計画を新たに定めることとする。

(協定の変更又は廃止)

第 7 条 この協定の有効期間内に、諸般の事情により協定の変更又は廃止の必要が生じたときは、協定者間で協議のうえ、協定を変更又は廃止できる。

(運営協議会)

第 8 条 協定者は、協定事項を協議するため運営協議会を開催するものとする。

2 運営協議会は次に掲げる事項を行う。

- (1) 本協定に基づく森林の整備に関する事業の実施にあたっての連絡調整
- (2) 路網の設置及び維持管理に関する連絡調整
- (3) その他協定の実施に関し必要な連絡調整

(集約化の推進)

第 9 条 協定者は、民有林における施業の集約化の推進にも資するよう、協定対象地域及び共同施業団地の区域の拡大についても検討することとする。

(その他)

第 10 条 この協定の運営に関し、本書に規定のない事項については、互いに協議したうえ決定する。

以上、この協定の実施にあたっては、互いに信義を重んじ誠実に履行することを約し、各協定者記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 28 年 7 月 27 日

盛岡広域振興局長

浅 沼 康 揮



岩手県林業技術センター所長

阿部 忠一



岩 手 町 長

民部 雅夫



国立研究開発法人
森林総合研究所 東北支所長

駒 木 貴 彰



有限会社稲村製材所
代表取締役社長

稲 村 吉 則



盛岡森林管理署長

辻 祐 司



岩手町横断松くい虫防除帯森林整備実施計画

岩手町横断松くい虫防除帯森林整備推進協定書（以下、「協定書」という。）第5条に基づき、次のとおり森林整備実施計画を定める。

1 森林整備を行う森林の地域及び面積

(1) 地域

森林整備を行う森林の区域は、岩手町四日市地域の県有林（86.9ha）、浮島地域の町有林(50.6ha）子抱・四日市・炭山・久保地域の私有林（875.9ha）と、子抱・四日市・炭山地域の国有林(860.4ha）の森林とし、別図（事業図）に示す森林共同施業団地（以下、「施業団地」）の地域とする。

(2) 面積

施業団地の森林面積は、1,873.8ha、うち本協定期間内における森林整備を行う森林の面積（以下、「森林整備面積」という。）608.4haとする。（表1）

（表1）森林所有者別森林面積等

団地別・所有形態別		森林面積 (ha)	森林整備面積 (ha)	路線整備延長		備考
				林道(m)	森林作業道(m)	
総 数						
岩手町横断	県有林	86.9	2.4			
	町有林（岩手町）	50.6	13.0		1,500	
	私有林（稲村氏所有）	200.0	61.4		3,250	
	私有林	675.9				（岩手町内）
	国有林	860.4	531.6		39,300	
	計	1873.8	608.4		44,050	

（注）私有林（岩手町）の森林整備面積等については、今後調整することとする。

2 森林整備の目標及び防除帯の効果的配置に関する事項

- (1) この施業団地は、松くい虫被害の北上及び拡大防止を図ることを目的とし、森林整備にあたっては、広葉樹と針葉樹がモザイク的に配置される多様な森林に誘導することに留意する。
- (2) 具体的には、アカマツ林を人工更新によるカラマツ林やコナラ・クリ等のぼう芽等による天然更新を活用した広葉樹林に転換を図るための施業を実施する。
- (3) 天然林へ移行させることを目的としている林分において間伐を行う場合は、下層に侵入している広葉樹の保残を図るなど、画一的な選木方法によらずコナラ等の郷土樹種の森林造成を目指した間伐を実施する。
- (4) 松くい虫被害対策の防除帯効果や新たな森林施業技術の開発と森林施業の低コスト化に向けた試験研究を行い、実証データー等の公表により今後の森林施業技術の発展に資する。

3 森林施業の集約化に関する事項

- (1) 防除帯としての森林の造成に必要な林帯幅の確保のため、民有林と国有林が連携して施業地を一定の幅のベルト状に集約し、森林施業の低コスト化に努める。
- (2) 小規模な森林など施業地が集約化できない場合であっても、森林施業の実施方法及び時期等について協定者間で調整を図り、松くい虫防除の効果が発揮できるように努める。

4 森林施業の方法に関する事項

(1) 皆伐の実施方法

- ① 皆伐施業地の選定においては、1 伐採面積をおおむね 5ha 以下とし、画一的な更新方法の採用を避け、前生樹の成長の良否、稚幼樹の発生状況や下層植生の状態を調査し、確実な更新が図られるよう更新方法を選択する。
- ② 伐採時期を 10 月から翌年の 3 月までとし、天然更新（ぼう芽）を行う場合は伐根上に枝条等を散乱させない。また、一貫作業による同一年度内の伐採と植付については伐採時期を特定しないが、素材の林外搬出など松くい虫被害防除に配慮した施業につとめる。

(2) 択伐等の実施方法

- ① 択伐はアカマツを主に広葉樹林に転換を図ることを目的として、林分の競合状態や保残木等に応じ群状、単木で実施する。
- ② 伐採時期を 10 月から翌年の 3 月までとし、択伐率については、30 %を上限とし決定する。

(3) 間伐の実施方法

- ① 間伐は 50 年生未満のアカマツ林分において、将来天然林に移行するための間伐を目的に行う林分と、スギ、カラマツ林で下層植生の維持、林分の健全化、林木の形質向上を目的として競合状態に応じて実施する。

- ② アカマツは伐採時期を 10 月から翌年の 3 月までとし、間伐率については、35 %を上限とし林分実態に応じて決定する。

(4) 共通事項

- ① 搬出にあたっては、林地の保全、下流域への土砂流出に配慮した作業に努める。
- ② 松くい虫被害の拡大防止を目的とするため、アカマツを含む伐採した素材については極力林外に搬出し利用を図るものとする。
- ③ 上記に定めない事項については、その都度協定者間で協議、調整して事業にあたる

5 路網の整備及び管理に関する事項

- (1) 協定者は、効率的な森林施業の推進、高性能林業機械を含む林業機械作業システムの導入促進等のため、林道（林業専用道を含む。）及び森林作業道等施設（以下、「路網」という。）の計画的な整備に努める。
- (2) 路網の整備は、原則として協定者がそれぞれの所有山林で実施することを基本とし、整備後は適切な維持管理を行うものとする。
- (3) 路網の整備にあたっては、林地保全に配慮して作設するものとし、協定者が一体となって効率的な森林施業ができるよう、施業団地内を効率的に連絡する配置を検討する。
- (4) 路網の利用にあたっては、利用者はあらかじめ管理者に連絡するものとする。
- (5) 協定者及び協定者が発注した事業の受注者が、協定者それぞれが設置する路網を相互に利用する場合、通行料金は相互に無料とする。
ただし、他の者の通行を完全に遮断するなど路網を占領する場合はこの限りではない。
- (6) 協定者及び協定者が発注した事業の受注者が、協定者それぞれが所有する路網を利用する場合、善良な利用を心がけ、利用者が原因となる毀損等が発生した場合は、原則として原因者が復旧することとする。
なお、自然災害による毀損等についてはこの限りではない。
- (7) 協定者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、路網など協定締結相手方の財産に損害を与えた場合であって、復旧が困難又は不可能な場合は、これに相当する金額を補償しなければならない。

6 森林整備の事業計画

当該施業団地の森林整備の年次計画は、表2のとおりとする。

（表2）森林整備の年次計画

所有形態	施業種	H28	H29	H30	H31	H32
県有林	皆伐(ha)					
	間伐(ha)		0.6	0.6	0.6	0.6
	利用材積(m3)					
	林道(m)					
	森林作業道(m)					
町有林（岩手町）	皆伐(ha)			13.0		
	間伐(ha)					
	利用材積(m3)			3,400		
	林道(m)					
	森林作業道(m)			1,500		
私有林(稲村所有)	皆伐(ha)	0.1			7.2	
	間伐(ha)	9.8	13.8	18.6	3.9	8.0
	利用材積(m3)	300	350	400	900	250
	林道(m)					
	森林作業道(m)	500	650	900	900	300
国立開発法人 森林総合研究所	松くい虫防除帯効果	○	○	○	○	○
	人工林から天然林への施業技術	○	○	○	○	○
	一貫作業等による低コスト化		○	○	○	○
私有林（岩手町）	皆・択伐(ha)					
	間伐(ha)					
	利用材積(m3)					
	林道(m)					
	林作業道(m)					

国有林	皆・択伐(ha)	117.7	49.3	42.9	83.3	66.2
	間伐(ha)	11.2	112.2	8.8	27.2	12.8
	利用材積(m3)	12,300	7,700	5,900	6,900	4,200
	林道(m)					
	森林作業道(m)	13,000	8,000	6,500	7,000	4,800
計	皆伐(ha)	117.8	49.3	55.9	90.5	66.3
	間伐(ha)	21.0	126.6	28.0	31.7	21.3
	利用材積(m3)	12,600	8,050	9,700	7,800	4,450
	林道(m)					
	森林作業道(m)	13,500	8,650	8,900	7,900	5,100

- 7 松くい虫被害監視強化と松くい虫による被害木処理に関する事項
- (1) 監視強化体制については民国連携して行い、協定区域及び周辺の森林において松くい虫被害木と思われる変色木や枯死木を発見した場合は、協定機関が連携して対応にあたる。
- (2) 協定区域内に松くい虫被害木が発生した場合は、速やかに伐倒及び薬剤による燻蒸処理を実施し拡散防止を図る。
- (3) 被害の拡大阻止、緊急対策として伐採が必要な場合は、4 月から 9 月での伐採が実施できる。

- 8 地域材の需要拡大、普及啓発及び林業事業体の育成に関する事項
- (1) 施業団地における森林整備の推進を図るため、アカマツ材や広葉樹材の需要の拡大を推進する必要があることから、協定 5 機関のほか木材流通や素材生産、建築関係者等を含めた協議会（勉強会）を設置するなどし、地域材の利用拡大に向けた方策を検討する。
- (2) 施業団地における松くい虫対策の効果や、地域材の利用拡大のため普及啓発を行うとともに、林業事業体の育成等を図る。

- 9 森林施業に関する技術開発、低コスト化等に資する試験研究に関する事項
- (1) 松くい虫防除帯の効果について
民国連携により南北 2, 000 m、東西 14, 000 mにわたる協定区域の、防除帯としての造成による松くい虫被害の北上、拡大の抑止効果について検証する。
- (2) アカマツ人工林から天然林への誘導施業
アカマツ人工林の下層に共存しているコナラ、クリ等の天然広葉樹のぼう芽等天然更新を活用し、人工林から広葉樹二次林へ樹種転換図る低コストな施業技術を開発する。
- (3) 伐採と造林を一貫作業として行う低コスト施業
再造林経費の低減を図るため、伐採と造林を一体的に行う一貫作業において、効率的な作業システムと低コスト化を図るための施業技術を検証する。

- 1 0 その他
- (1) 各協定者の役割
- 2 ～ 9 に係る協定締結者の役割は次のとおりとする。

相互の役割	盛岡広域振興局	岩手県林業技術センター	岩手町	国立研究開発法人森林総合研究所東北支所	森林所有者(稲村氏)	盛岡森林管理署
森林の整備目標及び防除帯の効果的配置に関する事項		○	○		○	○
森林施業の集約に関する事項	○	○	○		○	○
森林施業の方法に関する事項		○	○		○	○
路網の整備及び管理に関する事項		○	○		○	○
年次別、所管別、						

事業区分別、区域別の事業計画に関すること		○	○		○	○
松くい虫被害監視強化・松くい虫被害木処理	○	○	○		○	○
地域材の需要拡大・普及啓発及び林業事業体の育成	○	○	○		○	○
森林施業に関する技術開発、低コスト化等に資す試験研究				○		○

- (2) 1 から 10 に関する事項のほか、事業に必要な事項については協議会において協議する。

○岩手町横断松くい虫防除帯森林整備協定位置図

